

平成 23 年 1 月 25 日

企業会計基準委員会 御中

あらた監査法人
アカウントティング・サポート部

**企業会計基準公開草案第 45 号「四半期財務諸表に関する会計基準(案)」等
に対するコメント**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 22 年 12 月 22 日付で公表されました「四半期財務諸表に関する会計基準(案)」(以下、「会計基準案」という)等について、意見を表明する機会をいただきお礼申し上げます。

当監査法人の意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 四半期キャッシュ・フロー計算書が作成されない場合のキャッシュ・フローの状況に関する取扱い(会計基準案 第 9 項、第 17 項、第 19 項(21)、第 20 項、第 23 項、第 25 項(20))

【意見】

四半期キャッシュ・フロー計算書が作成されない第 1 四半期及び第 3 四半期においては、重要性の判断等において「キャッシュ・フローの状況」を考慮する必要がないことを明確にするべきであると考えます。したがって、例えば、第 9 項の記載にあたっては、「当該四半期財務諸表の開示対象期間に係る企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況 (四半期キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合は財政状態及び経営成績) に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、簡便的な会計処理によることができる」といった表現に改めることが必要と考える。

【理由】

会計基準案では、以下の場合において、「キャッシュ・フローの状況」を考慮することとされている。

- 簡便的な会計処理の採用について（第9項、第20項）
- 科目の集約記載について（第17項、第23項）
- 重要なその他の事項の注記について（第19項(21)、第25項(20)）

一方、第1四半期及び第3四半期においては特定の業種に属する企業集団(企業)を除いては、四半期キャッシュ・フロー計算書の作成を省略することができるとされており、そのような四半期財務諸表においては、四半期財務諸表全体として「キャッシュ・フローの状況」を示しているとは言えないものと考えられる。そのため、四半期キャッシュ・フロー計算書の作成を省略した四半期においては、上記に掲げた「簡便的な会計処理の採用について」等の取扱いの判断にあたって「キャッシュ・フローの状況」を考慮する必要はないものと考えられ、取扱いを明確にすることが必要と考える。

2. 「四半期会計期間」の意味の明確化

【意見】

「四半期会計期間」を3か月に区分した期間の意味で用いるよう統一を図ることが必要と考える。

【理由】

会計基準案第4項(1)では「四半期会計期間」を「1連結会計年度又は1事業年度が3か月を超える場合に、当該年度の期間を3か月に区分した期間」と定義しており、3か月に区切った期間を指すことを明確に示している。

しかしながら、会計基準案のうち、期首からの累計期間に対してのみ作成される四半期キャッシュ・フロー計算書に関する以下の記述において「四半期会計期間」という用語を用いており、開示対象となる期間と整合していない。

- (1) 第1四半期会計期間及び第3四半期会計期間において、四半期キャッシュ・フロー計算書の開示を省略することができる旨の記述（会計基準案第5-2項、第6-2項）
- (2) 第1四半期会計期間及び第3四半期会計期間においてキャッシュ・フロー計算書を開示しないこととした場合の注記に関する記述（会計基準案第19項(20)(20-2)、第25項(19)(19-2)）

また、上記以外にも会計基準案の中で3か月の期間及び期首からの累計期間を区分しない広義の四半期という意味で「四半期会計期間」という表現を用いている記述も散見される。

利用者が理解しやすいようにするため、3か月に区分した期間を示さない場合には、「四半期」「第X四半期」という表現に改め、第4項(1)における定義との整合性を確保することが必要であると考えられる。

3. 表示方法の変更に関する注記の削除の見直し(会計基準案 第 19 項(5)、第 24 項(5))

【意見】

会計基準案では、表示方法の変更に関する注記を削除することが提案されているが、一定の場合で、かつその影響が重要であると考えられる場合には引き続き注記を求めるべきであると考ええる。

【理由】

表示方法の変更に関する注記は、これがなかったとしても財務諸表の組替えを行うことで比較可能性が担保されているのであるから、財務諸表の利用者の判断を誤らせる可能性は低いと考えられる。

しかしながら、以下のような一定の場合で、かつその影響が重要であると考えられる場合においては、注記が行われないと財務諸表の利用者の判断を誤らせる可能性があるため、重要な影響があると考えられる場合に限り注記を求めることが適切と考える。

(1) 財務諸表の表示区分を超えるような表示方法の変更を行った場合

会計基準案と同時期より適用される企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」においては、財務諸表の表示区分を超える変更も表示方法の変更として扱われる。そのため、表示方法の変更により、段階的な損益項目や主要な財務指標に影響が生じる場合も考えられる。表示方法の変更により、これらの重要な情報に影響を与えている事実がわかるような注記がされないと四半期財務諸表の利用者の意思決定を誤らせる可能性があると考ええる。

(2) 財務諸表の組替えが実務上不可能な場合

表示方法の変更による財務諸表の組替えが実務上不可能である場合、過年度の財務諸表との比較可能性が確保されていないため、その旨の注記がされないと、四半期財務諸表の利用者の意思決定を誤らせる可能性があると考ええる。

以 上